

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学における研究データ等管理・保存に関する取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「大学」という。）における研究データ等の保存及び管理に関して必要な事項を定め、研究成果の第三者による検証可能性を確保することで、研究データ等の保存及び管理によって生じる研究不正リスクを防止し、適正な研究活動を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 研究者 大学において研究活動を行っている全ての者（雇用形態等を問わない）をいう。
- (2) 研究データ管理責任者 研究データを収集または生成した研究者（グループ研究の場合はその研究グループ）の中で、研究データの適切な管理について責任を持つ研究者をいう。
- (3) 研究データ 大学における研究活動を通じて収集または生成されたデータの何をいい、生データ、実験・観察ノート、アンケート結果、インタビュー記録等の一次情報をいう。
- (4) 試料・標本 実験のために収集したすべての試料・試薬・標本・装置のことをいう。
- (5) 研究データ等 研究データ及び試料・標本のことをいう。

(記録と保存)

第3条 研究データ等の記録・保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。

- 2 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残さなければならない。
- 3 実験ノートには、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等を後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ、事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
- 4 実験ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- 5 研究データ等は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。なお保存に際しては、作成者、作成日時及び属性等を整備し検索や追跡が可能となるよう留意すること。
- 6 グループ研究の場合は、各研究者がデータを記録・保存し、研究データ管理責任者が全てのデータ保存状況について把握する。
- 7 大学院生の研究では、当該研究が当該大学院生の単独研究・グループ研究のどちらであるかに関わらず、主指導教員または共同研究者である教員が必ず研究データ管理責任者になる。
- 8 学部生の卒業論文にかかる研究データ等については、主指導教員の判断と責任のもとにおいて、必要に応じて適切に管理するものとする。
- 9 学長は、大学所属の研究者に対し、適正な研究データ等の記録・保存について、教育、指導に努めなければならない。

(保存期間)

第4条 研究データ等の保存期間は、次の2種類とする。ただし、研究者は、この期間が経過した後も、可能な限り保存するよう努める。

- (1) 研究データ等のうち、電子データの最低保存期間は、研究成果報告（論文、報告書、学会発表等）の発表後10年とする。電子データについては、作成者、作成日時及び属性等の整備と適切なバックアップ等の作成により、再利用可能な形で保存すること。
- (2) 研究データ等のうち、電子データ以外の紙媒体と、試料・標本等、有体物の最低保存期間は、研究成果報告（論文、報告書、学会発表等）の発表後5年とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

2 前項に定める保存期間の終了以前に、合理的な理由なく故意に廃棄した場合等は、不正行為とみなされる場合がある。

(転出・退職時の対応)

第5条 研究者は、大学の転出または退職後、民間企業等への転職後も、本規程にて定める期間は研究データ等を適切に管理しなければならない。

- 2 研究データ管理責任者は、研究グループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究データ等のうち、保存・管理すべきものについて、所在を把握しておくこと。
- 3 保存期間の終了以前に、研究データ管理責任者が大学を転出または退職する場合や、民間企業等へ転職する場合は、単独研究、グループ研究のどちらであるかに関わらず、研究データ管理責任者が責任を持って研究データ等を適切に管理すること。

(開示)

第6条 研究者及び研究データ管理責任者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責を負うものとする。

(その他)

第7条 研究データ等に関して、その取扱い及び保存期間等について法令等により規定されているものがある場合には、その法令等の定めに従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関する成果物について、資金提供機関との取り決め等がある場合には、それに従うものとする。

附則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。